第1日

平成22年5月25日(火)

10時12分開会

〇議長(柴田裕隆君) これより平成22年第4回朝倉市議会臨時会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。

なお、本日の出席議員は22名で、会議は成立いたします。

本日の議事日程については、お手元に配付のとおりであります。御了承願います。

会期についてお諮りいたします。

本臨時会の会期は、あらかじめ議会運営委員会にもお諮りしました結果、お手元に配付しております会期日程表のとおり、本日1日間としたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(柴田裕隆君) 御異議なしと認めます。

よって、会期は本日1日間と決定いたしました。

次に、議席の指定及び一部変更の報告を行います。

去る4月18日執行の朝倉市議会議員補欠選挙において新たに当選されました2人の議員の議席の指定に関連し、議席の一部変更が生じました。お手元に配付の議席一覧表のとおり、会議規則第3条第2項及び第3項の規定により、4月19日付で議席を指定するとともに、一部を変更しましたので、報告いたします。

次に、常任委員会委員の選任報告を行います。

去る4月18日執行の朝倉市議会議員補欠選挙において当選されました2人の常任委員会委員の選任について、委員会条例第7条第1項の規定により、4月19日付をもって、環境民生常任委員に北原勝議員、建設経済常任委員に師岡愛美議員を議長において指名いたしましたので、報告いたします。

次に、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員に、

7番冨田栄一議員

8番桑野博明議員

を指名いたします。

これより、議案等の上程を行います。

本日、市長から議案3件の送付を受けました。

これを一括上程し、提案理由の説明を求めます。市長。

(市長登壇)

〇市長(森田俊介君) 皆さん、おはようございます。本日ここに、平成22年第4回朝倉 市議会臨時会を招集いたしましたところ、皆様方には御多忙の中、お繰り合わせ御出席賜 り、厚く御礼申し上げます。

本臨時会では、専決処分について2件、人事案件について1件、計3件の議案を提案申 し上げ、御審議をお願いする次第であります。

まず、第44号議案朝倉市税条例の一部を改正する条例の制定に係る専決処分及び第45号議案朝倉市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定に係る専決処分につきましては、地方税法等の一部を改正する法律が本年3月31日に公布され、同年4月1日から施行されることに伴い、朝倉市税条例及び朝倉市国民健康保険税条例の一部を改正する必要が生じたため、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分いたしたもので、同条第3項の規定により報告申し上げ、承認を求めるものであります。

最後に、第46号議案朝倉市副市長の選任につきましては、垰本潔を朝倉市副市長として 選任することについて、地方自治法第162条の規定により議会の同意を求めるものであり ます。

以上、提案理由の概要を説明申し上げましたが、皆様方には十分なる御審議を賜り、御 承認、御同意をいただきますようお願い申し上げます。

(市長降壇)

○議長(柴田裕隆君) 補足説明があれば承ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

〇議長(柴田裕隆君) なければ、以上で提案理由の説明は終わりました。

議案等考案のため、暫時休憩いたします。その場でお願いします。

午前10時17分休憩

午前10時17分再開

○議長(柴田裕隆君) 休憩前に引き続き、会議を開きます。

これより、議案等の質疑を行います。

質疑は、申し合わせにより、同一議題について3回までとなっております。御了承願います。

それでは、第**44**号議案専決処分について(朝倉市税条例の一部を改正する条例の制定について)を議題といたします。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

〇議長(柴田裕降君) なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

次に、第**45**号議案専決処分について(朝倉市国民健康保険税条例の一部を改正する条例 の制定について)を議題といたします。

質疑はありませんか。11番。

11番(平田悌子君) 改正案のところですが、理解できませんでしたので、御説明をお

願いいたします。

6ページでございますが、金額が書いてございます、9行目ですかね、第95条中「3,298円」を「4,618円」、それから1行おきまして、附則云々「1,564円」を「2,110円」とか、金額の変更がございますが、これをどのように理解したらいいのかというのが、私たちの市民生活にどのように影響を及ぼすのかというところの説明をお願いしたいと思っています。

〇議長(柴田裕隆君) 税務課長。

○税務課長(原 憲児君) ただいま質問がございました件につきましては、たばこ税につきまして「3,298円」が「4,618円」、これにつきましては、基本的にはたばこにつきましては1級、2級、3級とございますけれども、現在1級と2級を合わせたものを3級品外というふうに申しております。その分につきまして「3,298円」が「4,618円」、これにつきましては、税の上がり額が1本につき3.5円。(「議長、内容が44号議案なんですよ、この内容」と呼ぶ者あり)

〇議長(柴田裕隆君) 11番平田議員。

11番(平田悌子君) 済みません、ページを繰るのが間違っておりましたので、もう終わったところですので、こちらのほうを質問させてください。朝倉市の国民健康保険税のことが今問題になって、質疑のほうのようでございますので、失礼しました。14ページのほうです。3行目の「47万円」を「50万円」、「12万円」を「13万円」という変更ですが、これがどのような意味をしているのかというところを御説明願いたいと思います。

〇議長(柴田裕隆君) 保険年金課長。

〇保険年金課長(林田宗夫君) 国民健康保険税の関係でございますけれども、本年22年度につきましては、7月に納税通知書を発送いたしますけれども、その前に本年度の課税の限度額の改正を行うものでございまして、国保税の基礎賦課額、これは医療費に対応します部分でございますけれども、現行最高で「47万円」までお願いをしておりました内容につきまして、3万円引き上げさせることによります「50万円」という改正の内容でございます。

また、後期高齢者支援等課税の関係でございますけれども、これは**75**歳以上の後期高齢者に対します支援の部分でございますが、これにつきまして、現行「**12**万円」を 1 万円引き上げさせまして「**13**万円」にお願いするものでございます。以上でございます。

○議長(柴田裕隆君) ほかになければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。 次に、第46号議案朝倉市副市長の選任についてを議題といたします。 質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

〇議長(柴田裕隆君) なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。 以上をもって、議案等の質疑を終了いたします。 これより、議案等の委員会付託を行います。

付託区分については、お手元に配付の付託表のとおりであります。御了承願います。 お諮りいたします。

第46号議案については、会議規則第35条第3項の規定に基づき、委員会付託を省略し、 直ちに本会議において議決いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(柴田裕隆君) 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

それでは、第46号議案朝倉市副市長の選任についてを議題とし、討論を行います。御意 見ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(柴田裕隆君) なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件は、原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(柴田裕隆君) 御異議なしと認めます。

よって、第46号議案は原案のとおり同意されました。

議事進行上、暫時休憩いたします。

午前10時23分休憩

午前11時14分再開

〇議長(柴田裕隆君) 休憩前に引き続き、会議を開きます。

委員会付託中の議案等について、別紙配付のとおり審査結果報告書が提出されました。よって、これより本件の審議に入ります。

それでは、環境民生常任委員会に付託していた第44号議案ほか1件を議題とし、環境民 生常任委員長の報告を求めます。環境民生常任委員長。

(環境民生常任委員長 村上百合子君登壇)

○環境民生常任委員長(村上百合子君) ただいま議題となりました第44号議案ほか1件 につきまして、慎重に審査をいたしました結果、結論を得ましたので、審査の経過及び結論について簡潔に御報告いたします。

それでは、第**44**号議案専決処分について(朝倉市税条例の一部を改正する条例の制定について)であります。

本件は、地方税法等の一部を改正する法律が平成22年3月31日に公布され、平成22年4月1日から施行されることに伴い、朝倉市税条例の一部を改正する必要が生じたため、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求められているものであります。

執行部の説明によりますと、改正の主な内容としまして、1点目は、65歳未満で年金のほか給与その他の所得がある方については、20年度までは年金分も含めて給与から特別徴収されていたものが、21年度から年金分は普通徴収となり、新たに普通徴収の手間が発生したことから、今回の改正により20年度までの徴収と同様の給与からの特別徴収の方式に戻すものです。ただし、申告により普通徴収も可能とのことであります。

2点目は、平成22年10月1日から適用される、たばこ税率の引き上げに伴う改正です。 国は、国民の健康の観点から、たばこの消費を抑制するために、将来に向かって税率を 引き上げていく必要があるとしております。この改正が税収にどう影響するかを問いまし たところ、執行部としては、税率の引き上げがなされるものの、たばこの消費自体は減少 することが推測され、市の税収としてはふえないであろうという考えでありました。

本委員会といたしましては、本件は法令の改正に伴うものであり、その内容を了とし、 全員異議なく原案のとおり承認すべきものと決しました。

次に、第**45**号議案専決処分について(朝倉市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について)であります。

本件は、地方税法等の一部を改正する法律が平成22年3月31日に公布され、平成22年4月1日から施行されることに伴い、朝倉市国民健康保険税条例の一部を改正する必要が生じたため、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めるものであります。

改正の主なものといたしましては、地方税法の改正に伴うものとして、1点目に、国民健康保険税の賦課算定に当たり、特例対象被保険者等については、離職の日の翌日の属する年度の翌年度末までの間、前年度の給与所得を100分の30として算定すること。2点目に、国民健康保険税の課税限度額を基礎課税額について3万円、後期高齢者支援金等課税額について1万円引き上げること。3点目に、軽減賦課をする場合の保険税総額の応能、応益割合による条項の整理がなされたことであります。

また、高齢者の医療の確保に関する法律施行令の改正に伴い、被用者保険の被保険者が 後期高齢者医療保険に移行した場合、その被扶養者で国保に加入した者に対する減免措置 を「2年間を限度」としていたものが「当分の間」延長されることとなっております。

以上の改正等に伴い、関係条文の規定の整理を行うものでありました。

本委員会といたしましては、本件は法令の改正に伴うものであり、その内容を了とし、 全員異議なく原案のとおり承認すべきものと決しました。

以上が、本委員会における審査の経過及び結論であります。

何とぞ、本会議におかれましても、本委員会の決定に御賛同賜りますようお願い申し上げて、報告を終わります。

(環境民生常任委員長 村上百合子君降壇)

○議長(柴田裕隆君) 以上で、環境民生常任委員長の報告を終わります。

これより、報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(柴田裕隆君) なければ、これをもって質疑を終了いたします。

それでは、第44号議案専決処分について(朝倉市税条例の一部を改正する条例の制定について)を議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(柴田裕隆君) なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は承認であります。本件は、委員長報告のと おり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(柴田裕隆君) 御異議なしと認めます。

よって、第44号議案は原案のとおり承認されました。

次に、第45号議案専決処分について(朝倉市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について)を議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(柴田裕隆君) なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は承認であります。本件は、委員長報告のと おり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(柴田裕隆君) 御異議なしと認めます。

よって、第45号議案は原案のとおり承認されました。

以上をもって、本臨時会に付議された事件は、すべて終了いたしました。

これにて平成22年第4回朝倉市議会臨時会を閉会いたします。お疲れさまでした。

午前11時22分閉会